

選定療養費適用のお知らせ

当院では、従来から適用している「初診選定療養費」に加え、茨城県方針と救急受診の適切対応のため、「緊急性のない救急搬送」と「診療時間外に受診」の患者さんに対して追加の費用（選定療養費）をご負担いただくことを2024年12月から適用します。

当院は第三次救急医療機関として、24時間体制で重篤・重症の患者さんの受け入れを行い、地域医療を守る重要な役割を担っています。一方、緊急性を認めない患者さんの受診も少なからずある状況で、救急患者は増加していることから、緊急対応の質を維持するための措置となります。この制度導入により、緊急性の高い患者さんへの迅速かつ適切な対応が可能となり、地域全体の医療サービスの質向上に寄与することをめざしております。

地域医療を守るため、安全で質の高い医療を提供するための対応ですので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

選定療養費は厚生労働省から認められている制度です。

開始日時	2024年12月2日 8:30~				
金額	7,700円(税込)				
区分	① 「救急搬送における選定療養費」・・・緊急性のない救急搬送 ② 「時間外選定療養費」・・・診療時間外に受診				
時間帯 (アンダーラインが今回の適用箇所)	診療科	平日昼間の 外来	夜間・休日の 外来	救急車による搬送	
				昼間	夜間・休日
	小児科/耳鼻咽喉科	×	× → ○	×	→ ▲
	その他診療科	●	● → ◎	×	→ ■
※区分に関わらず、受診後に入院となった場合は選定療養費を徴収しません					
※「初診選定療養費」と「救急搬送における選定療養費」または「時間外選定療養費」は同時徴収しません					
凡例 「●」・・・徴収する (初診選定療養費) 昼間 08:15~16:30					
「◎」・・・徴収する (初診選定療養費 または 時間外選定療養費) 夜間 00:00~08:14、16:31~23:59					
「○」・・・徴収する (時間外選定療養費) 休日 08:15~16:30					
「▲」・・・徴収する (救急搬送における選定療養費)					
「■」・・・徴収する (救急搬送における選定療養費 または 時間外選定療養費)					
「×」・・・徴収しない					

○ 次のような緊急性ある場合、選定療養費は徴収しません（目安）

① 「救急搬送における選定療養費」

・ 緊急性あると判断される可能性が高い場合：

15歳以上：呼吸困難、意識障害、けいれん、顔半分が動きにくい、大量出血 等

15歳未満：けいれんが止まらない、喉詰まらせ、呼吸困難、手足硬直 等

② 「時間外選定療養費」

・ 紹介状持参、受診後に入院、当院受診後で急性増悪、交通事故/労働災害、

小児けいれん、異物誤飲（電池、タバコなど）、新生児発熱、点滴・手術あり、

その他診察医が「緊急性ある」と判断

問い合わせ先

① 「救急搬送における選定療養費」 茨城県保健医療部医療局医療政策課 029-301-2689

[月~金 8:30~正午、13:00~17:15 (土日祝日、年末年始除く)]

② 「時間外選定療養費」 医事グループ 0294-23-1111 (代表) [平日 8:30~16:00]

2024年11月 日立総合病院